



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 農用地利用配分計画の認可（農政経済課） 1
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 1
- 事業の認定・2件（用地課） 2
- 県道の供用の開始（道路管理課） 4
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） 5

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・5件（下水道管理事務所） 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 13

企業局事項

- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程 14

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 17

公安委員会事項

- 特定講習の実施等に関する規則 33
- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域
レジャー提供業者の指定・2件 78

告 示

沖縄県告示第109号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成27年 2月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
宮平聰	南城市玉城字中山	南城市玉城字志堅原饒和原260番

2 認可年月日 平成27年 2月20日

沖縄県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成27年 2月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 羽地中部土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成27年 2月18日

沖縄県告示第111号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年 2月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 国頭村
- 2 事業の種類 やんばる 3村観光連携拠点施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県国頭郡国頭村字奥間前原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

やんばる 3村観光連携拠点施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である国頭村が事業主体となって、起業地内に、観光案内所、特産品加工・展示室、広場等を含む観光拠点施設を整備する事業であるところ、同施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

国頭村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

沖縄本島の北部地域に位置する国頭村、大宜味村、東村（以下「やんばる 3村」という。）は、ヤンバルクイナ等の希少動植物が生息する自然豊かな地域である。やんばる 3村ではエコツーリズムが盛んに行われており、また、平成20年度にはやんばる 3村及び関係団体で組織されたやんばる交流推進連絡協議会が設立され、修学旅行生等を対象とした農業体験及び民泊事業が実施され、やんばる 3村の連携及び自然資源の活用による地域振興が行われている。しかし、観光情報等の提供は各村個別の対応となっているため、情報の発信力が十分でなく、やんばる 3村全体における観光客等の周遊、滞在及び消費に繋がっていない状況にある。また、近年、希少動植物の採取及び捕獲、ゴミの不法投棄等が問題となっていることから、観光客等に対し自然保護に関する情報を継続的に提供するための施設整備が求められている。

このような状況に対応するため、本件事業は第4次国頭村総合計画及び国頭村・大宜味村・東村相互協力協定書に基づき計画されたものであり、やんばる 3村で最も観光客の来訪が多い国頭村道の駅の隣接地に、観光案内所、特産品加工・展示室、広場等を含む観光連携拠点施設を整備するものである。本件事業の施行により、観光案内所にてやんばる 3村の観光情報及び自然保護に関する情報を効率的に発信することができ、観光産業の振興及び自然保護に資する。さらに、特産品加工・展示室の整備により、特産品等の広報活動や販売促進が可能となり、地産地消の推進や販路の拡大が見込まれるほか、広場の整備により賑わいが創出され、観光客等の周遊、滞在及び消費の促進に寄与する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、経済性、交通の利便性、周辺施設との一体的な利用が可能であること等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本件事業は観光案内所、特産品加工・展示室、広場等を含む観光拠点施設を整備しようとするものである。やんばる3村では、エコツーリズムや農業体験等の推進により観光客数が増加傾向にあるものの、情報の発信力が十分でないため、観光客等の周遊、滞在及び消費に繋がっていない状況にある。また、希少動植物の採取及び捕獲、ゴミの不法投棄等が問題になっていることから、自然保護に関する情報を継続的に提供する必要があるため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているもので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 国頭村企画商工観光課

沖縄県告示第112号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年 2月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 伊江村
- 2 事業の種類 伊江村堆肥センター木材破碎施設建設事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 沖縄県国頭郡伊江村字東江上泊原地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

伊江村堆肥センター木材破碎施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である伊江村が事業主体となって、起業地内に、伊江村堆肥センター木材破碎施設を整備する事業であるところ、同施設は法第3条第31号に定める地方公共団体が設置する事業の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である伊江村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条において本件事業を施行する権能を有する主体であり、かつ、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

伊江村は、葉たばこ、花きの栽培及び肉用牛の飼育が盛んな地域であるが、有機物や保水力に乏しい地質での営農を強いられているため、土壌への有機物の投入による土づくりは、持続的な農業生産

を展開する上で非常に重要である。堆肥の原料は、家畜ふん尿並びに風倒木等及び葉たばこ残茎（以下「有機質資源」という。）からなり、有機質資源を細かく砕いておがくずの状態にしたものを混ぜることで、堆肥の生産速度が向上し、堆肥の安定生産が可能になる。しかし、現在は家畜ふん尿を薄く広げ、天日にさらして水分を蒸発させているため、堆肥の生産量が天候により左右され、計画的な堆肥生産が困難となっている。また、同村では家畜のふん尿を一元的に処理する施設として伊江村堆肥センターが稼働しており、村内の家畜農家から回収した家畜ふん尿を処理し、堆肥製造を行っているが、同センターには、大量搬入される有機質資源の一時保管場所が無いことや、有機質資源を破碎、選別、下処理する機械設備を整備する場所が無いことから、新たな用地を取得し、木材破碎施設を建設することが急務となっている。

このような状況に対応するため、本件事業は、伊江村バイオマスアイランド構想に基づき計画されたもので、本件事業の施行により、安定的かつ良質な堆肥生産の実現が可能となり、有機質資源を農地に還元することによる地力の回復が可能となる。さらに、おがくずには、牛舎の敷料として活用した場合、牛の疾病対策と転倒防止が図られる等、多様な活用が見込まれることから伊江村の農業振興にも大きく寄与する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を施すとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、事業に必要な用地が確保できること、伊江村堆肥センターに近接していること、工事容易性等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、伊江村では、持続的な農業生産を展開する上で、安定的かつ良質な堆肥生産の実現が求められており、対策の必要性は高く、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているもので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 伊江村農林水産課

沖縄県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成27年2月27日から同年3月12日まで一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 110号線
- 2 供用開始の区間 名護市字饒平名508番11から名護市字饒平名458番4まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月27日

沖縄県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第196号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年2月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 うるま市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年6月21日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和48年沖縄県告示第196号、昭和52年沖縄県告示第160号、昭和53年沖縄県告示第179号、昭和53年沖縄県告示第321号、昭和55年沖縄県告示第455号、昭和59年沖縄県告示第777号、昭和60年沖縄県告示第645号、昭和62年沖縄県告示第830号、平成2年沖縄県告示第576号、平成4年沖縄県告示第650号、平成13年沖縄県告示第247号、平成19年沖縄県告示第215号及び平成21年沖縄県告示第196号の事業地のうち、うるま市石川伊波武伏山原において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年4月12日まで縦覧に供する。

平成27年2月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年2月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人きずなの会
- 3 代表者の氏名 國吉シズ子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市屋富祖一丁目4番10号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人が地域社会のなかで、自立した日常生活をおくるために必要なサービスを提供し、かつ生活上の様々な困難を克服していくための支援を行う。そのため、障害のある人の自立した社会参加の促進と障害者自立支援法に基づく福祉サービス事業の運営、障害者福祉の啓発活動及び障害のある人の権利擁護等の支援活動を目的とする。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成27年2月27日

沖縄県下水道管理事務所長 大 城 忠

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 990,000リットル（予定）

- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道管理事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道管理事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成27年3月2日（月曜日）から同月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
 - 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成27年4月1日（水曜日）午後1時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所2階会議室
 - 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県下水道管理事務所へ納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
 - 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
 - 7 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年3月2日（月曜日）から同月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道管理事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
 - 8 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道管理事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号
 - 10 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

(1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 平成27年3月31日(火曜日)午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道管理事務所に提出すること。

(3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Sodium hypochlorite about 990,000l to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center.

(2) DEADLINE OF DELIVERY

From the day following the contract day to March 31, 2016.

(3) DATE FOR BIDS

April 01, 2015 1:30 p.m.

(4) POINT OF CONTACT

Sewage Management Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221

Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成27年2月27日

沖縄県下水道管理事務所長 大 城 忠

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 カチオン系高分子凝集剤(新脱水機用) 34,000キログラム(予定)

(2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。

(3) 納入の期限 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで

(4) 納入の場所 沖縄県下水道管理事務所那覇浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成27年3月2日(月曜日)から同月13日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県下水道管理事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成27年4月10日(金曜日)午後1時30分

(2) 場所 沖縄県下水道管理事務所2階会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県下水道管理事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年3月2日（月曜日）から同月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道管理事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道管理事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成27年4月9日（木曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道管理事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer coagulant about 34,000kg to be used at Naha Sewage Treatment Center.
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
From the day following the contract day to March 31, 2016.
 - (3) DATE FOR BIDS
April 10, 2015 1:30 p.m.
 - (4) POINT OF CONTACT
Sewage Management Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成27年 2月27日

沖縄県下水道管理事務所長 大 城 忠

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 カチオン系高分子凝集剤（脱水用） 32,000キログラム（予定）
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道管理事務所宜野湾浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成27年3月2日（月曜日）から同月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年4月10日（金曜日）午後2時30分
- (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所2階会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県下水道管理事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年3月2日（月曜日）から同月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道管理事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落

札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県下水道管理事務所
(2) 所在地 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成27年4月9日(木曜日)午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道管理事務所に提出すること。
(3) 最低制限価格 設定しない。
(4) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer coagulant about 32,000kg to be used at Ginowan Sewage Treatment Center.
(2) DEADLINE OF DELIVERY
From the day following the contract day to March 31, 2016.
(3) DATE FOR BIDS
April 10, 2015 2:30 p.m.
(4) POINT OF CONTACT
Sewage Management Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成27年2月27日

沖縄県下水道管理事務所長 大 城 忠

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 ポリ硫酸第二鉄 1,300,000キログラム(予定)
(2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
(3) 納入の期限 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで
(4) 納入の場所 沖縄県下水道管理事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道管理事務所宜野湾浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成27年3月2日（月曜日）から同月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成27年4月2日（木曜日）午後1時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所2階会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県下水道管理事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年3月2日（月曜日）から同月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道管理事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道管理事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成27年4月1日（水曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道管理事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polyferric sulfate about 1,300,000kg to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center.
- (2) DEADLINE OF DELIVERY
From the day following the contract day to March 31, 2016.
- (3) DATE FOR BIDS
April 02, 2015 1:30 p.m.
- (4) POINT OF CONTACT
Sewage Management Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成27年 2月27日

沖縄県下水道管理事務所長 大 城 忠

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 消化ガス発電設備消耗品 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道管理事務所那覇浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は納入実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成27年3月2日（月曜日）から同月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年4月10日（金曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所2階会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県下水道管理事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年3月2日（月曜日）から同月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道管理事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 8 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道管理事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成27年4月9日（木曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道管理事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Consumables of sewage digestion gas power generation facility 1set.
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
From the day following the contract day to March 31, 2016.
 - (3) DATE FOR BIDS
April 10, 2015 10:00 a.m.
 - (4) POINT OF CONTACT
Sewage Management office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年2月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年4月21日 沖縄県指令土第675号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根中原335番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字与根360番地 比嘉保五郎

5 検査済証番号 平成27年 2月17日 第4183号

6 工事完了年月日 平成27年 1月15日

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第3号

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 2月27日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

附則第11項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

企 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900

	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		
	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800		
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		
再任職員以外の職員	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200			
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800			
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100			
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700			
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400			
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900			
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400			
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100			
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800			
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500			
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000			
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700			
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400			
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100			
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600			
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100				
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800				
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500				
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000				
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700				
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400				
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100				
	85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600				
	86	241,000	295,900	344,000	383,900					
	87	241,700	296,200	344,500	384,500					
	88	242,400	296,600	344,900	385,100					

	89	243,100	296,900	345,200	385,800					
	90	243,600	297,300	345,600	386,400					
	91	244,100	297,700	346,100	387,000					
	92	244,600	298,100	346,500	387,600					
	93	244,900	298,200	346,700	388,300					
	94		298,500	347,100						
	95		298,900	347,600						
	96		299,300	348,000						
	97		299,500	348,100						
	98		299,800	348,600						
	99		300,200	349,100						
	100		300,600	349,400						
	101		300,800	349,700						
	102		301,100	350,100						
	103		301,500	350,500						
	104		301,800	350,900						
	105		302,000	351,400						
	106		302,300	351,800						
	107		302,700	352,200						
	108		303,000	352,600						
	109		303,200	353,100						
	110		303,600	353,500						
	111		304,000	353,900						
	112		304,300	354,200						
	113		304,400	354,700						
	114		304,700							
	115		305,000							
	116		305,400							
	117		305,600							
	118		305,800							
	119		306,100							
	120		306,400							
	121		306,800							
	122		307,000							
	123		307,300							
	124		307,600							
	125		308,000							
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2中「135,600」を「137,600」に、「185,800」を「187,700」に、「222,900」を「224,600」に、「261,900」を「263,500」に、「289,200」を「290,700」に、「320,600」を「322,100」に、「366,200」を「367,500」に、「413,000」を「414,100」に、「464,600」を「465,600」に改め、同表の備考の2中「152,800」を「154,800」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成27年2月27日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2並びに次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、改正後の附則の規定は平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- この規程の施行に伴う平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年沖縄県条例第63号)附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

(給与の内払)

- 3 改正後の沖縄県企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の沖縄県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 2月27日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

病院事業行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600

	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
再	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		
任	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
用	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		
職	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800		
員	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		
以	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
外	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
の	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200			
職	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800			
員	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100			
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700			
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400			
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900			
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400			
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100			
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800			
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500			
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000			
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700			
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400			
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100			
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600			
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100				

	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800				
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500				
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000				
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700				
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400				
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100				
	85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600				
	86	241,000	295,900	344,000	383,900					
	87	241,700	296,200	344,500	384,500					
	88	242,400	296,600	344,900	385,100					
	89	243,100	296,900	345,200	385,800					
	90	243,600	297,300	345,600	386,400					
	91	244,100	297,700	346,100	387,000					
	92	244,600	298,100	346,500	387,600					
	93	244,900	298,200	346,700	388,300					
	94		298,500	347,100						
	95		298,900	347,600						
	96		299,300	348,000						
	97		299,500	348,100						
	98		299,800	348,600						
	99		300,200	349,100						
	100		300,600	349,400						
	101		300,800	349,700						
	102		301,100	350,100						
	103		301,500	350,500						
	104		301,800	350,900						
	105		302,000	351,400						
	106		302,300	351,800						
	107		302,700	352,200						
	108		303,000	352,600						
	109		303,200	353,100						
	110		303,600	353,500						
	111		304,000	353,900						
	112		304,300	354,200						
	113		304,400	354,700						
	114		304,700							
	115		305,000							
	116		305,400							
	117		305,600							
	118		305,800							
	119		306,100							
	120		306,400							
	121		306,800							
	122		307,000							
	123		307,300							
	124		307,600							
	125		308,000							
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

病院事業医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
再	41	365,900	433,100	487,300	545,700
任	42	367,400	434,900	489,100	547,100
用	43	368,900	436,700	490,900	548,500
職	44	370,400	438,500	492,700	549,800
員	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000

以 外 の 職 員	48	376,300	445,800	499,600	554,000	
	49	377,600	447,600	501,200	555,000	
	50	378,600	449,300	502,500	555,900	
	51	379,600	451,100	503,800	556,800	
	52	380,600	452,900	505,100	557,700	
	53	381,600	454,800	506,400	558,500	
	54	382,500	456,000	507,700	559,400	
	55	383,400	457,200	509,000	560,300	
	56	384,300	458,400	510,300	561,200	
	57	385,300	459,600	511,300	562,100	
	58	386,200	460,600	512,100	563,000	
	59	387,000	461,600	512,900	563,900	
	60	387,900	462,600	513,700	564,600	
	61	388,700	463,400	514,600	565,500	
	62	389,200	464,100	515,400	566,400	
	63	389,700	464,800	516,300	567,300	
	64	390,200	465,500	517,100	568,200	
	65	390,500	466,200	518,000	569,100	
	66		466,900	518,900		
	67		467,600	519,600		
	68		468,300	520,500		
	69		468,800	521,400		
	70		469,500	522,200		
	71		470,200	523,100		
	72		470,900	524,000		
	73		471,300	524,800		
	74		471,900	525,700		
	75		472,600	526,600		
	76		473,300	527,300		
	77		473,700	528,100		
	78		474,300	529,000		
	79		474,900	529,900		
	80		475,400	530,800		
	81		476,000	531,600		
	82		476,500	532,500		
	83		477,000	533,400		
	84		477,500	534,300		
	85		477,900	535,100		
	86		478,500	536,000		
	87		478,900	536,900		
	88		479,400	537,800		
	89		479,900	538,600		
	90		480,500			
	91		481,100			
	92		481,500			
	93		482,000			
	94		482,600			
	95		483,200			
	96		483,800			
	97		484,300			
	再任 用職		293,800	336,200	390,600	463,700

員

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

病院事業医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900
	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600
	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000
	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300
	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600
	36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900
	37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000
	38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200
	39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300
	40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500
	41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300
	42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100
	43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900

	44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700
	45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100
	46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800
	47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500
	48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900
	50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600
	51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300
	52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900
	53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500
	54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100
	55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700
	56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300
	57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800
	58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500
	59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100
	60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800
	61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100
	62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600
	63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300
	64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300	
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200		
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900		
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500		
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000		
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500		
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000		
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500		
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100		
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600		
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200		
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800		
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300		
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800		
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400		
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000		
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500		
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100		
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700		
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300		
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000		
86		293,000	329,600	350,900			
87		293,200	329,800	351,200			
88		293,400	330,200	351,500			
89		293,800	330,600	351,900			
90		294,000	331,000	352,200			
91		294,200	331,400	352,600			
92		294,400	331,800	352,900			
93		294,800	332,200	353,300			
94		295,000	332,400	353,600			

	95		295,200	332,800	354,000		
	96		295,500	333,100	354,300		
	97		295,900	333,300	354,600		
	98		296,200	333,600	355,000		
	99		296,500	333,900	355,400		
	100		296,800	334,200	355,800		
	101		297,100	334,400	356,300		
	102		297,300	334,700	356,700		
	103		297,600	335,100	357,100		
	104		297,900	335,300	357,500		
	105		298,200	335,400	358,000		
	106			335,700			
	107			336,100			
	108			336,300			
	109			336,500			
	110			336,900			
	111			337,300			
	112			337,700			
	113			337,900			
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理、改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (6) 臨床工学技士
- (7) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (8) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (9) 言語聴覚士
- (10) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (11) 前各号に類する医療技術者

病院事業医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900

10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800
21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	

	61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300
	62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200
	63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100
再	64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000
任	65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900
用	66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700
職	67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500
員	68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300
以	69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100
外	70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	
の	71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
職	72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
員	73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
	74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	
	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	
	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100	
	83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700	
	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300	
	85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800	
	86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400	
	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000	
	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600	
	89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000	
	90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500	
	91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100	
	92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700	
	93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200	
	94	284,800	319,000	353,100	371,400		
	95	285,800	319,700	353,800	371,900		
	96	286,800	320,300	354,400	372,200		
	97	287,700	321,000	354,800	372,800		
	98	288,500	321,300	355,200	373,300		
	99	289,300	322,000	355,700	373,800		
	100	290,200	322,700	356,100	374,300		
	101	291,000	323,100	356,600	374,900		
	102	291,800	323,700	357,000	375,400		
	103	292,600	324,300	357,500	375,900		
	104	293,400	324,900	357,900	376,300		
	105	294,100	325,300	358,200	376,900		
	106	294,600	325,800	358,700	377,400		
	107	295,100	326,300	359,200	377,900		
	108	295,600	326,800	359,500	378,400		
	109	295,800	327,200	360,000	379,000		
	110	296,200	327,600	360,500	379,500		
	111	296,400	327,900	361,000	380,000		
	112	296,800	328,300	361,500	380,500		

113	297,100	328,700	362,000	381,100
114	297,300	329,100	362,500	
115	297,700	329,500	363,000	
116	298,000	329,800	363,400	
117	298,300	330,000	363,800	
118	298,600	330,300	364,300	
119	298,900	330,700	364,800	
120	299,300	330,900	365,300	
121	299,600	331,100	365,700	
122	300,000	331,400	366,200	
123	300,400	331,700	366,700	
124	300,800	332,000	367,200	
125	301,000	332,200	367,600	
126	301,200	332,500		
127	301,600	332,900		
128	302,000	333,100		
129	302,200	333,200		
130	302,500	333,600		
131	302,900	334,000		
132	303,300	334,200		
133	303,500	334,500		
134	303,800	334,900		
135	304,200	335,300		
136	304,500	335,700		
137	304,700	336,000		
138	305,000	336,400		
139	305,400	336,800		
140	305,700	337,200		
141	305,900	337,500		
142	306,300	337,900		
143	306,700	338,300		
144	307,000	338,700		
145	307,100	339,000		
146	307,400	339,400		
147	307,700	339,800		
148	308,100	340,200		
149	308,300	340,500		
150	308,500	340,900		
151	308,800	341,300		
152	309,100	341,700		
153	309,500	342,000		
154	309,700			
155	309,900			
156	310,200			
157	310,600			
158	310,900			
159	311,200			
160	311,500			
161	311,900			
162	312,200			
163	312,500			
164	312,800			

	165	313,200						
	166	313,500						
	167	313,800						
	168	314,100						
	169	314,500						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3 (第4条関係)

病院事業現業業務従事職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
	2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
	3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
	4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
	5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
	6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
	7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
	8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
	9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
	10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
	11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
	12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
	13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
	14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
	15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
	16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
	17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
	18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
	19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
	20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
	21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
	22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
	23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
	24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
	25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
	26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
	27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
	28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
	29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
	30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
	31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
	32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
	33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
	34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
	35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600

	36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
	37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
	38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
	39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
	40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
	41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
	42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
	43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
	44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300
	45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
	46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
	47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
	48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
	49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
	50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
	51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
	52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
	53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
	54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
	55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300
	56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
	57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
	58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
	59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
	60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
再	61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
任	62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
用	63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
職	64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
員	65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
以	66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
外	67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
の	68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
職	69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
員	70	206,100	255,200	285,900	315,300	367,600
	71	206,500	255,800	286,700	315,800	368,200
	72	207,100	256,300	287,400	316,300	368,800
	73	207,700	256,600	288,200	316,600	369,200
	74	208,400	257,000	289,000	317,100	369,800
	75	209,100	257,500	289,800	317,600	370,400
	76	209,900	258,000	290,600	318,100	371,000
	77	210,200	258,600	291,200	318,300	371,400
	78	210,900	259,000	291,800	318,700	372,000
	79	211,600	259,500	292,300	319,100	372,600
	80	212,300	260,000	292,700	319,500	373,200
	81	213,000	260,300	293,100	319,900	373,600
	82	213,700	260,600	293,600	320,300	374,200
	83	214,400	260,900	294,100	320,700	374,800
	84	215,100	261,200	294,600	321,100	375,400
	85	215,800	261,400	295,000	321,400	375,800
	86	216,500	261,800	295,600	321,800	
	87	217,200	262,100	296,200	322,200	
	88	217,900	262,400	296,800	322,500	

	89	218,400	262,600	297,100	322,800	
	90	219,000	262,800	297,600	323,200	
	91	219,600	263,200	298,100	323,500	
	92	220,200	263,400	298,600	323,900	
	93	220,600	263,700	299,000	324,100	
	94	221,100	264,100	299,500	324,400	
	95	221,600	264,500	300,000	324,700	
	96	222,100	264,900	300,500	325,100	
	97	222,700	265,100	300,800	325,400	
	98	223,200	265,400	301,200	325,700	
	99	223,700	265,600	301,700	326,000	
	100	224,200	265,900	302,200	326,300	
	101	224,800	266,200	302,600	326,600	
	102	225,300	266,400	303,000		
	103	225,900	266,700	303,400		
	104	226,500	267,000	303,800		
	105	226,900	267,200	304,100		
	106	227,400	267,400	304,500		
	107	227,900	267,700	304,900		
	108	228,300	267,900	305,300		
	109	228,500	268,200	305,600		
	110	228,900	268,500	306,000		
	111	229,400	268,800	306,400		
	112	229,900	269,000	306,800		
	113	230,300	269,200	307,000		
	114	230,800	269,500	307,400		
	115	231,300	269,700	307,800		
	116	231,800	269,900	308,100		
	117	232,100	270,200	308,400		
	118	232,500	270,500	308,800		
	119	232,900	270,800	309,100		
	120	233,300	271,100	309,400		
	121	233,700	271,200	309,600		
	122		271,500	310,000		
	123		271,800	310,300		
	124		272,100	310,600		
	125		272,200	310,800		
	126		272,500	311,200		
	127		272,800	311,500		
	128		273,100	311,800		
	129		273,200	312,000		
	130		273,500	312,400		
	131		273,800	312,800		
	132		274,100	313,200		
	133		274,200	313,400		
	134		274,500			
	135		274,800			
	136		275,100			
	137		275,200			
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考 この表は、電話交換士、調理士、運転士、施設管理技士、用務員及び看護補助員に適用する。
別表第4中「375,000」を「377,000」に、「424,000」を「426,000」に、「477,000」を「479,000」に、「541,000」を「542,000」に、「617,000」を「618,000」に、「721,000」を「722,000」に、「844,000」を「845,000」に改める。

別表第5中「135,600」を「137,600」に、「185,800」を「187,700」に、「222,900」を「224,600」に、「261,900」を「263,500」に、「289,200」を「290,700」に、「320,600」を「322,100」に、「366,200」を「367,500」に、「413,000」を「414,100」に、「464,600」を「465,600」に改め、同表備考2中「152,800円」を「154,800円」に改める。

別表第6の1の表中「237,700」を「240,100」に、「323,400」を「325,700」に、「390,600」を「392,600」に、「467,100」を「468,600」に改め、別表第6の2の表中「140,300」を「142,400」に、「178,200」を「180,300」に、「213,600」を「215,500」に、「241,900」を「243,700」に、「279,700」を「281,300」に、「328,700」を「330,200」に改め、別表第6の3の表中「153,300」を「155,600」に、「180,500」を「182,900」に、「229,300」を「231,400」に、「254,700」を「256,600」に、「285,600」を「287,200」に、「332,100」を「333,500」に、「378,400」を「379,400」に改め、同表備考2中「198,300円」を「200,600円」に改める。

別表第11の病院事業医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

90	89	86	85		
90	90	86	86		
90	90	87	86		
91	90	87	86		
91	90	87	87		
91	91	88	87		
92	91	88	87		
92	91	88	87		
92	91	89	88		
93	92	89	88	43	42
93	92	90	88	43	43
93	92	90	89	43	43
93	92	90	89	44	43
94	93	91	89	44	43
94	93	91	90	44	44
94	93	91	90	44	44
95	94	92	90	45	44
95	94	92	90	45	44
95	94	92	91	46	45

を に、 を に、 を に改める。

95	94	92	91	46	45
96	95	93	91	47	45
96	95	93	91		
96	95	93	91		
96	95	93	92		
97	96	94	92		
97	96	94	92		
98	96	94	92		
98	96	94	92		
99	97	95	93		
		95	93		
		95	93		

別表第11の3アの表中「6,500円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,500円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第11の3イの表中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第11の3ウの表中「8,000円」を「8,100円」に、「10,300円」を「10,400円」に改め、別表第11の3エの表中「5,900円」を「6,000円」に、「8,400円」を「8,500円」に改める。

別表第12の2を次のように改める。

別表第12の2（第8条の2関係）

期間の区分	月 額
(1) 採用の日から16年間	342,000円（精神科を本務とする医師にあつては、363,100円）
(2) (1)の期間が終了する日の翌日から1年間	337,600円（精神科を本務とする医師にあつては、358,700円）
(3) (2)の期間が終了する日の翌日から1年間	333,200円（精神科を本務とする医師にあつては、354,300円）
(4) (3)の期間が終了する日の翌日から1年間	328,800円（精神科を本務とする医師にあつては、349,900円）
(5) (4)の期間が終了する日の翌日から1年間	324,400円（精神科を本務とする医師にあつては、345,500円）
(6) (5)の期間が終了する日の翌日から1年間	320,000円（精神科を本務とする医師にあつては、341,100円）
(7) (6)の期間が終了する日の翌日から1年間	308,000円（精神科を本務とする医師にあつては、329,100円）
(8) (7)の期間が終了する日の翌日から1年間	295,800円（精神科を本務とする医師にあつては、316,800円）
(9) (8)の期間が終了する日の翌日から1年間	284,000円（精神科を本務とする医師にあつては、305,000円）
(10) (9)の期間が終了する日の翌日から1年間	272,000円（精神科を本務とする医師にあつては、293,100円）

(11) (10)の期間が終了する日の翌日から1年間	260,000円 (精神科を本務とする医師にあつては、281,000円)
(12) (11)の期間が終了する日の翌日から1年間	244,800円 (精神科を本務とする医師にあつては、265,800円)
(13) (12)の期間が終了する日の翌日から1年間	229,900円 (精神科を本務とする医師にあつては、250,900円)
(14) (13)の期間が終了する日の翌日から1年間	215,000円 (精神科を本務とする医師にあつては、236,000円)
(15) (14)の期間が終了する日の翌日から1年間	199,700円 (精神科を本務とする医師にあつては、220,700円)
(16) (15)の期間が終了する日の翌日から1年間	182,300円 (精神科を本務とする医師にあつては、203,300円)
(17) (16)の期間が終了する日の翌日から1年間	164,800円 (精神科を本務とする医師にあつては、185,800円)
(18) (17)の期間が終了する日の翌日から1年間	147,600円 (精神科を本務とする医師にあつては、168,600円)
(19) (18)の期間が終了する日の翌日から1年間	117,000円 (精神科を本務とする医師にあつては、138,000円)
(20) (19)の期間が終了する日の翌日から1年間	89,000円 (精神科を本務とする医師にあつては、110,000円)

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年2月27日から施行し、改正後の別表第1から別表第6まで、別表第11、別表第11の3及び別表第12の2並びに次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、改正後の第22条の規定は平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 この規程の施行に伴う平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年沖縄県条例第63号)附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

(給与の内払)

- 3 改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合には、改正前の沖縄県病院事業企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

公安委員会事項**沖縄県公安委員会規則第2号**

特定講習の実施等に関する規則を次のように定める。

平成27年2月27日

沖縄県公安委員会

特定講習の実施等に関する規則

特定講習の実施等に関する規則(平成19年沖縄県公安委員会規則第11号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 第2章 取消処分者講習(第3条—第15条)
 第3章 初心運転者講習(第16条—第25条)

第4章 指定講習機関（第26条—第37条）

第5章 補則（第38条—第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号。以下「県細則」という。）の規定に基づいて沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）及び同項第10号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）の実施並びに指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づく指定講習機関の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 取消処分者講習及び初心運転者講習（以下「特定講習」という。）の実施及び指定講習機関の指定については、法、政令、府令、規則及び県細則によるほか、この規則の定めるところによる。

第2章 取消処分者講習

（講習機関）

第3条 取消処分者講習は、警察本部交通部運転免許課及び指定講習機関において行うものとする。

（講習対象者）

第4条 取消処分者講習は、取消処分者等（法第96条の3第1項に掲げる取消処分者等をいう。以下同じ。）及び準取消処分者等（法第96条の3第2項に掲げる準取消処分者等をいう。以下同じ。）を対象とする。ただし、当該講習対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、飲酒取消講習の対象とする。

- (1) 運転免許（以下「免許」という。）の取消処分等に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者
- (2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

（講習対象者の区分）

第5条 法第108条の4第1項第1号の規定により、指定講習機関に行わせることができる取消処分者講習は、取消処分者等及び準取消処分者等のうち、次のいずれにも該当する者を対象とするものとし、その他の者に対する講習は、公安委員会が行うものとする。

- (1) 法第90条第9項、法第103条第7項又は法第107条の5第1項の規定により、免許を受けることができない期間又は運転を禁止する期間として公安委員会が定めた期間が3年以下の者
- (2) 初めて取消処分者講習を受ける者

（講習指導員及び運転適性指導員）

第6条 公安委員会が実施する取消処分者講習においては、警察職員の中から次の要件に該当する者を講習指導員として必要数確保するとともに、運転適性検査、技能診断等の業務に必要な補助者についても確保するものとする。

- (1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。
- (2) 取消処分者講習に使用する自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。
- (3) 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。
- (4) 人格、識見ともに優れていること。
- (5) 飲酒取消講習を実施する場合において、飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第1及び別表第2）に定めるアルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各講習科目を行う指導員については、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けていること。

2 取消処分者講習における運転適性指導員については、次の事項に留意するものとする。

- (1) 指定講習機関が実施する取消処分者講習においては、規則第5条各号の要件に該当する運転適性指導

員を必要数確保させるものとし、これ以外の者を運転適性指導に従事させないこと。

- (2) 飲酒取消講習を実施する場合において、飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目に定めるアルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各講習科目を行う指導員については、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けさせること。
 - (3) 規則第5条第5号に規定する要件を満たす者は、指定講習機関に関する規則第五条第五号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（平成14年国家公安委員会告示第36号）により国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修）を終了した者又は公安委員会が別に定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者であること。
- 3 講習指導員及び運転適性指導員（以下「講習指導員等」という。）については、別に定めるところによる実務実習を実施するほか、教養及び研修会を随時開催し、知識、指導能力等の向上に努めるとともに、研修会等の開催に当たっては、心理学等に関する専門家、学識経験者等を招致するなど、その内容の充実に努めるものとする。
- 4 講習指導員等の服装は、活動に便利なもので、かつ、講習指導員等としてふさわしいものとする。
- 5 公安委員会は、審査の結果、規則第5条第5号に規定する公安委員会が行う審査に合格した者に対し、運転適性指導員審査合格証書（様式第1号）を交付するものとする。
- 6 公安委員会は、運転適性指導員審査合格者名簿（様式第2号）を備え付け、合格者の氏名等必要事項を記載しておくものとする。

（講習施設）

第7条 所要の受講者を収容できる必要な教材を備えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保するものとする。この場合において、取消処分者講習を行う施設、教室等については、講習を最も効果的に行うことができるように専用のものを整備するよう努めるものとする。

（講習用教材）

- 第8条** 府令第38条第2項第3号に基づき、取消処分者講習の講習用教材を次のように整備するものとする。
- (1) 取消処分者講習で使用する教本は、別記第1の内容について正確にまとめられたものを使用するものとする。
 - (2) 県内の交通実態に関する内容の資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するものとし、筆記による検査のため、所要の運転適性検査用紙を必要数整備するものとする。
 - (3) 飲酒取消講習においては、アルコールチェッカー又はアルコール検知器、アルコールスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディスカッション資料を必要数整備するものとする。
 - (4) コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「実車による指導」という。）が実施できるよう、自動車及び原動機付自転車を必要数整備するものとし、大型自動車及び中型自動車については補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車についてはマニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとし、大型自動二輪車及び普通自動二輪車についてはマニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。
 - (5) 運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づく指導が実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備するものとする。
 - (6) 運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を整備するものとする。
 - (7) 実車による指導に必要な無線信号灯等の器材を整備するよう努めるものとする。

（受講申請の受理等）

第9条 取消処分者講習に関する受講相談、受講資格の確認、受講の日時及び場所の指定等の手続は、取消処分者講習受講指定書（様式第3号）により公安委員会が行うものとする。この場合において、受講日時及び場所の指定に当たっては、受講対象者本人であること及び受講資格の確認を確実にを行うとともに、受講者の利便性を考慮し、免許の取消処分を行う際に制度の説明を行う等、円滑な指定に努めるものとする。

2 受講申請は、公安委員会の指定に基づいて、公安委員会又は指定講習機関において受理するものとし、指定講習機関に直接受講申請があった場合には、直ちに公安委員会に報告させ、公安委員会から日時及び場所の指定を受けた後に受理させるものとする。

3 受講申請を受理する際は、取消処分者講習受講申請書（県細則様式第20号）のほか、写真2枚を提出させるものとする。

4 公安委員会は、取消処分者講習の講習場所を指定講習機関に指定した場合は、取消処分者講習受講予定者通知書（様式第4号）により当該指定講習機関に通知するものとする。

（講習時間及び実施期間）

第10条 取消処分者講習の講習時間は13時間とし、飲酒取消講習以外の講習（以下「一般の講習」という。）

は、13時間の講習を連続2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続で実施することができない場合には、近接した日に第2日目を指定するものとする。

2 飲酒取消講習は、13時間の講習を2日間で行い、第2日目については、第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施するものとする。ただし、やむを得ずこれにより難しい場合には、第1日目を起算日として30日を経過する日に近接した日に第2日目を指定するものとする。

（講習の内容）

第11条 一般の講習については取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第3及び別表第4）に、飲酒取消講習については飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目に準拠し、13時間の範囲において講習指導案を作成の上、実施するものとする。ただし、悪天候等の事情により予定していた講習科目の実施が困難な場合は、現場の状況により講習科目等を適宜変更しても差し支えないものとする。

（学級編成等）

第12条 取消処分者講習の学級編成は、次により行うものとする。

(1) 1学級の編成は、1グループ3人を単位として計9人の編成を基準とする。

(2) 1グループにつき講習指導員等1人を配置するとともに、1学級につき補助者を1人充てることを原則とする。この場合において、指定講習機関にあっては、法第108条の5第1項の規定により、運転適性指導には運転適性指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても運転適性指導員を充てるものとする。

(3) 受講者の態様に応じた適切な講習を実現するため、四輪車や二輪車の学級編成を行い、講習対象者の区分は、原則として、受講者が得ようとしている免許の種類に応じて行うものとするが、当該種類に係る運転技量が著しく未熟な場合等講習の効果が十分に期待できないと認められるときは、この限りではない。

（運転適性指導）

第13条 運転適性指導は、次に掲げる事項に留意し、筆記による検査、口頭による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づき行うものとする。

(1) 筆記による検査は、「科警研編運転適性検査73C」又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うものとする。この場合において、当該運転適性診断資料は、カウンセリング等の後、受講者本人に交付するものとする。

(2) 器材使用による指導は、検査結果を記載した診断票に基づいて安全運転の心構え等を指導するものとする。

(3) 現に仮免許を保有する受講者に対し、四輪車により運転技能診断をする場合、講習効果の観点から、原則として道路において行うこととし、その際には、講習用車両に「講習中」である旨を表示する標識及び法第87条第3項に規定する「仮免許練習中」の標識を見やすい位置に掲示するものとする。

(4) その他の受講者に対する技能診断については、コースにおいて行うものとする。

(5) 技能診断を実施する場所及び内容（以下「講習路」という。）は、四輪車学級については四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点（別表第5）、二輪車学級については二輪車技能診断課題設定の基準（別表第6）に基づき、設定するものとする。

(6) 取消処分者講習に使用する車両は、受講者が受けようとする免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用するものとする。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を採ることができる。

ア 大型免許を受けようとする者は、中型自動車又は普通自動車を使用すること。

イ 中型免許を受けようとする者は、普通自動車を使用すること。

ウ 大型自動二輪免許を受けようとする者は、普通自動二輪車を使用すること。

(7) 身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望したときは、これを認めることとし、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ知らせるものとする。

(8) 運転技能診断は、運転技能診断票（様式第5号）を使用して行い、講習終了後に当該診断票を受講者本人に交付するものとする。

(9) 実車による指導のみでは指導が困難な交通事故その他危険な場面等について運転シミュレーターの操作により疑似体験させ、受講者の運転行動の危険性等を診断して指導を行うものとし、使用する運転シミュレーターは、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用とする。ただし、原付免許を取得しようとする者に対しては、原動機付自転車用運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用で代替することができるものとする。

（講習終了証明書の交付等）

第14条 取消処分者講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書（県細則様式第29号）に受講申請時に受理した写真1枚を貼付して交付し、副本にも同様に写真1枚を貼付して保管するものとする。この場合において、指定講習機関において取消処分者講習終了証明書を交付したときは、その写しを公安委員会に送付するものとする。

2 取消処分者講習を終了した者が取消処分者講習終了証明書を亡失、滅失又は棄損し、再交付を求めた場合は、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（様式第6号）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。この場合において、指定講習機関が再交付したときは、その旨を公安委員会に報告するものとする。

3 取消処分者講習受講後、住所地を他の公安委員会の管轄する地域に移動した者が講習終了証明書の再交付を申請する場合には、現住所地を管轄する公安委員会を経由して、講習を実施した公安委員会又は指定講習機関に申請させるものとする。

（講習実施結果の報告及び受講済の登録等）

第15条 指定講習機関において取消処分者講習を実施したときは、取消処分者講習実施結果報告書（様式第7号）により、講習終了当日に公安委員会に報告するものとする。

2 公安委員会は、取消処分者講習を実施し、又は指定講習機関から前項の報告を受けたときは、速やかに講習終了者についての登録、整理等を行うものとする。

第3章 初心運転者講習

（講習機関）

第16条 初心運転者講習は、指定講習機関において行うものとする。

（講習の通知等）

第17条 初心運転者講習通知書（府令別記様式22の11）には、講習所要時間、携行品（初心運転者講習通知書、運転免許証、筆記用具、二輪車用ヘルメット及び手袋、受講料及び通知手数料をいう。）、服装等受講上の注意事項を記載したものを別紙に印刷の上、これを添付するものとする。

2 受講日時及び受講場所については、県内の実情に応じ、あらかじめ公安委員会が、受講させる指定講習機関及び講習日時を指定するものとし、これにより難しい場合は、初心運転者講習通知書に指定講習機関、講習種別、講習日程等を一覧表にしたおおむね1か月間の講習計画表を添付し、これに基づき指定講習機関を講習対象者に随意に選択させるものとする。この場合において、前者の方式によるときは、できる限り対象者に受講の機会を与えるように措置するとともに、講習対象者において、指定された指定講習機関・日時では受講に支障がある旨の申し入れがあったときは、指定講習機関・日時の変更を認めるものとし、後者の方式によるときは、受講日の一定期日前までに希望する指定講習機関へ電話等により受講の申込みをさせるものとする。

3 公安委員会があらかじめ受講させる指定講習機関を指定する方式をとる場合には、指定講習機関に対し、講習受講対象者を初心運転者講習受講予定者通知書（様式第8号）により通知するものとする。

4 講習の通知を受けた者がやむを得ない理由により所定の期間内に講習を受けられず、その後に講習を受けようとする場合は、やむを得ない理由のあったことを証するに足る書類を指定講習機関に提出して講習を受けることとなるが、そのような書類を提出して受講の申込みがあったときは、速やかに公安委員会に報告させ、公安委員会においてやむを得ない理由を十分に確認した後、講習を受けさせるものとする。

- 5 講習の通知を発しようとした際に講習対象者が他の都道府県に住所移動していることが判明した場合は、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指示するとともに、初心運転者講習移送通知書（様式第9号）により移動先を管轄する公安委員会に通知するものとする。この場合において、公安委員会が通知を受けたときは、速やかに当該対象者に講習を行う旨を通知するものとする。
- 6 講習の通知が到達した後に、講習対象者が県内に住所移動した場合で、講習対象者が県内の指定講習機関に受講申請を行おうとするときは、住所変更を行ってから受講申請を行うよう指定講習機関を通じて指導するものとする。
- 7 公安委員会が住所変更の届出を受けた場合は、速やかに旧住所地を管轄する公安委員会に通知を行うものとし、公安委員会が通知を受けた場合は、速やかに初心運転者講習移送通知書を送付するものとする。

（講習用教材）

第18条 初心運転者講習において使用する教本は、別記第2の内容について正確にまとめられたものを使用するものとし、県内の初心運転者の交通事故実態資料、視聴覚教材等を効果的に使用するものとする。

- 2 初心運転者講習において使用する講習用車両は、次のとおり整備し、使用するものとする。
- (1) 講習用車両は、指定講習機関に備え付けたものを次の区分により用いるものとする。この場合において、身体障害者用車両については、持込みを認めるものとする。
- ア 普通免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の普通乗用自動車とする。ただし、特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を車室内において使用するものとする。
- イ 大型二輪免許対象者に対する講習用車両は、AT限定大型二輪免許対象者に対しては総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下、限定なし大型二輪免許対象者に対しては総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とする。
- ウ 普通二輪免許対象者に対する講習用車両は、小型限定普通二輪免許対象者に対しては総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許対象者に対しては総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とする。
- エ 原付免許対象者に対する講習用車両は、スクータータイプの原動機付自転車とする。ただし、必要に応じて可変ギア付原動機付自転車を併用してもよいものとする。
- (2) 講習に使用する普通乗用自動車については、車両に初心運転者標識のほか、運転習熟指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（補助ブレーキ）を備えることとする。この場合において、身体障害者用車両についても、必ず当該装置を備えたものを持ち込ませることとする。
- (3) 講習用車両は、「講習中」の標識を車両の前方又は後方（講習用車両が二輪車の場合は後方）に表示させるものとする。

（講習時間、講習細目等）

第19条 初心運転者講習は、普通免許対象者、大型二輪免許対象者又は普通二輪免許対象者にあつては7時間、原付免許対象者にあつては4時間とし、初心運転者講習細目（別表第7）及びこれに準拠して作成された初心運転者講習標準指導要領により行うものとする。

（講習の編成）

第20条 初心運転者講習1回当たりの受講者数は、おおむね6人以上15人以下とする。

- 2 初心運転者講習細目のうち、講習項目「2 場内コースにおける運転演習」及び「3 路上における運転演習」については、1グループ3人以下で行うものとする。
- 3 講習項目「4 危険予測訓練」において、運転シミュレーターを使用する場合については、1グループ3人以下、グループ数は2以下とし、講習項目「3 路上における運転演習」及び「4 危険予測訓練」の実施方法は、次表のとおりとする。

実施順序	1	2
グループ1	路上における運転演習	危険予測訓練
グループ2	危険予測訓練	路上における運転演習

（講習終了証明書の交付等）

第21条 指定講習機関は、初心運転者講習を終了した者に対しては、初心運転者講習終了証明書（県細則様式第34号）を交付するものとする。

2 講習を終了した者については、別に定めるところにより情報処理センターにその旨を通知するものとする。

(講習結果の報告)

第22条 指定講習機関は、初心運転者講習を実施した場合は、直ちに初心運転者講習結果報告書（様式第10号）により、公安委員会に報告するものとする。

(留意事項)

第23条 講習受講の受付の際に講習受講期間内（初心運転者講習通知書が到達した日の翌日から1か月以内）にある者か否かの確認をすることがあることから、初心運転者講習通知書に記載されている日付又は本人の申告から講習受講期間外の疑いがあるものについては、直ちに公安委員会に報告するものとし、公安委員会において受講資格を確認したのち、講習を受けさせるものとする。

2 いわゆる身代り講習等の不正を防止するため、運転免許証その他の書類と本人とをよく確認するものとする。

3 いわゆるインターバルについては、所定の講習時間内（普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許対象者は7時間内、原付免許対象者は4時間内）で必要に応じ適宜取るものとする。

4 いわゆるインターバル以外の遅刻や不必要な講習準備の遅れなど、実際に講習を行わなかった時間を講習時間として計上することのないようにするものとする。

5 講習項目「2 場内コースにおける運転演習」及び「3 路上における運転演習」の課題及び走行コースについては、あらかじめ公安委員会に届け出るものとする。この場合において、公安委員会は、それが演習を行うのに適切なものかどうかを検討し、適当でない場合は、これを改めさせるものとする。

6 原付免許対象者について、運転が未熟なため、講習項目「3 路上における運転演習」を行わせることが不適当と判断して「原付特別訓練」を行った場合は、速やかに公安委員会に報告するものとする。

(運転習熟指導員の審査等)

第24条 指定講習機関は、初心運転者講習の実施に当たっては、規則第7条に規定する運転習熟指導員により行うものとする。

2 公安委員会は、規則第7条第5号に規定する公安委員会が行う審査に合格した者に対し、運転習熟指導員審査合格証書（様式第11号）を交付するものとする。

3 指定講習機関は、運転習熟指導員の資格等に変更がある場合は、運転習熟指導員資格一覧表（様式第12号）により公安委員会に報告するものとする。

(運転習熟指導員の心構え)

第25条 運転習熟指導員は、次に掲げる事項に留意し、講習の効果的推進に努めるものとする。

(1) 受講者を違反者扱いにしたり、又は威圧的な言語、態度で接することのないようにすること。

(2) 明るい雰囲気をつくり、受講者が積極的に参加しようとする環境づくりに努めること。

(3) 講習業務に関し、知り得た秘密については、これを漏らさないようにすること。

第4章 指定講習機関

(指定の申請)

第26条 法第108条の4第2項の規定に基づいて指定講習機関として指定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所（以下「法人等」という。）は、指定講習機関指定申請書（様式第13号）により公安委員会に申請するものとする。

(指定講習機関の指定)

第27条 公安委員会は、指定講習機関の指定を受けようとする法人等から指定の申請があった場合には、法第108条の4第1項及び規則第5条から第8条までの各要件について、当該法人等に直接赴いて確認するとともに、法第108条の4第3項各号に定める欠格事項のいずれにも該当しない法人等であることの確認を行った後、厳格な審査により指定の可否を判断するものとする。

2 公安委員会は、指定講習機関の指定に当たっては、指定書（様式第14号）により行うものとする。

(指定講習機関に対する指導)

第28条 指定講習機関に対する指導は、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 指定講習機関と連絡を密にしつつ、規則の関連規定に基づき、随時必要な命令、報告又は資料の提出要求、講習の立会検査等を実施するなど、講習が適正かつ確実に行われるよう特段の配慮をすること。

(2) 指定講習機関の指定は、講習の種類を特定して行うことから、法第108条の6に規定する講習業務規

程の申請・変更、規則第11条に規定する講習結果報告書の提出等の各種手続については、取消処分者講習と初心運転者講習に係る手続を明確に区分して行わせること。

- (3) 法第108条の6の規定により、指定講習機関は、講習の時間、休日、場所、実施方法等規則第10条に定める事項について講習業務規程を定め、公安委員会の認可を受けなければならないが、これらの事項に変更が生じた場合についても認可が必要であることから、確実に変更の認可申請をさせること。
- (4) 指定講習機関の講習の休廃止については、法第108条の10の規定により公安委員会の許可が必要となることから、休廃止を行おうとするときは、特別な事情がない限り、十分な時間的余裕をもって申請するよう指導すること。
- (5) 法第108条の7第1項の規定により、指定講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者には秘密保持義務が課せられており、また、同条第2項の規定により、講習の業務に従事する指定講習機関の役員及び職員は、いわゆる「みなす公務員」とされていることから、指定講習機関としての事務とその他の事務との分掌を明確に区分して、適正な業務管理に努めるとともに、受講者に関する情報はもとより、講習に係る各種情報に対する保秘を徹底するよう指導すること。
- (6) 講習の適正かつ確実な実施並びに講習水準の維持及び向上を図るため、規則第18条の規定に基づき、公安委員会と密接な連絡をとるよう指定講習機関を指導するとともに、指定講習機関が講習を実施する上で必要と認められる範囲の情報提供等を行うこと。

(名称の変更の届出等)

第29条 指定講習機関は、規則第4条第1項及び第3項の規定に基づく届出については、指定事項等の変更の届出について（様式第15号）により行うものとする。

(講習の休廃止の許可等)

第30条 指定講習機関は、規則第14条に規定する講習の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、講習の休止・廃止の許可申請書（様式第16号）により休止又は廃止をしようとする日の1月前までに、公安委員会に申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請に基づき許可をしたときは、特定講習の休止・廃止許可通知書（様式第17号）により指定講習機関に通知するものとする。

(指定の取消し)

第31条 公安委員会は、法第108条の11第1項又は第2項の規定により指定の取消しをしようとする場合は、指定講習機関の指定の取消しをしようとする理由等について（様式第18号）により弁明の機会を与え、取消しの決定に当たっては指定講習機関の指定の取消通知書（様式第19号）により行うものとする。

(公示)

第32条 公安委員会は、第27条の指定については指定公示書（様式第20号）、第29条の名称等の変更については変更公示書（様式第21号）、第30条の講習の休止又は廃止については休止・廃止公示書（様式第22号）、前条の指定の取消しについては取消公示書（様式第23号）により沖縄県公報に登載して公示するものとする。

(講習業務規程の認可)

第33条 指定講習機関は、規則第9条第1項の規定による講習業務規程を定め、講習業務規程認可申請書（様式第24号）により公安委員会の認可を受けるものとする。

(講習業務規程変更の認可)

第34条 指定講習機関は、規則第9条第2項の規定による講習業務規程を変更しようとするときは、講習業務規程変更認可申請書（様式第25号）により認可を受けるものとする。

(適合命令等)

第35条 公安委員会の指定講習機関に対する法第108条の8の規定による命令は、適合命令書（様式第26号）により行うものとする。

(解任命令等)

第36条 公安委員会は、法第108条の5第3項に規定する運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任を命じようとする場合は、運転適性指導員・運転習熟指導員の解任を命じようとする理由等について（様式第27号）により通知して弁明の機会を与え、解任に当たっては、運転適性指導員・運転習熟指導員解任命令書（様式第28号）により行うものとする。

(通知手数料の納付)

第37条 法第112条第1項第13号に規定する講習に係る通知手数料は、受講者が当該指定講習機関に初心運転者講習通知手数料納付書（様式第29号）により納付するものとする。

第5章 補則

（事故防止等）

第38条 公安委員会及び指定講習機関は、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員等に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車による技能診断に際しては、受講者にヘルメット、プロテクタ、手袋等を確実に着用させること。

2 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合は、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対応できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

3 講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するとともに、指定講習機関において講習に関して発生した各種事故については、速やかに公安委員会に報告するものとする。

（講習効果の測定）

第39条 取消処分者講習の効果測定するため、受講者の受講後における交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めるものとする。

（委任）

第40条 この規則に定めるもののほか、特定講習の実施に関し、必要な事項は、警察本部長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年2月27日から施行する。

（道路交通法施行細則の一部改正）

2 道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第27条第2号中「公安委員会」の次に「又は公安委員会」を加える。

様式第20号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改め、「処分通知書又は」を削り、「仮免許証」を「、仮免許証」に、「の提出」を「の提示」に改める。

様式第25号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

様式第29号中「(歳)」を「生」に、「、道路交通法」を「、 年 月 日道路交通法」に、「終了したことを」を「終了したものであることを」に、「平成 年 月 日」を「年 月 日」に「沖縄県公安委員会 印」を「実施機関 印」に改め、同様式備考1中「横の長さ」を「、横の長さ」に改め、同様式中備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 実施機関は、「沖縄県公安委員会」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。

様式第34号を次のように改める。

様式第34号（第29条関係）

第	号	初心運転者講習終了証明書	
住 所			
氏 名			
生年月日	年	月	日（ 歳）
講習の種類			

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指定講習機関名

管理者 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(停止処分者講習の実施等に関する規則の一部改正)

- 3 停止処分者講習の実施等に関する規則（平成26年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「平成19年沖縄県公安委員会規則第11号」を「平成27年沖縄県公安委員会規則第2号」に改め、同項第4号中「特定講習の実施等に関する規則別表第7の運転技能診断票」を「運転技能診断票（特定講習の実施等に関する規則様式第5号）」に改める。

(違反者講習の実施等に関する規則の一部改正)

- 4 違反者講習の実施等に関する規則（平成26年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項第2号中「平成19年沖縄県公安委員会規則第11号」を「平成27年沖縄県公安委員会規則第2号」に、「別表第3」を「別表第5」に、「別表第4」を「別表第6」に改める。

別表第1（第6条関係）

飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
---	------	------	------	----	----	-----	--------	----

第1日	呼吸検査 運転適性検査	開講 呼吸検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼吸検査及び運転適性検査を実施する。 運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し 補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ (3人) 別	受講者 3人につき、 担当者 1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断	(1) 診断のねらいと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。	90分	グループ (3人) 別	受講者 3人につき、 担当者 1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免を有する者…道路 仮免のない者…コース 受講者全員に対し 補助者1人
	適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。	60分	個別的 指導			
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）を行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の	90分	個別的 指導	受講者 3人につき、 担当者 1人	ワークブック	

			飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。					
第2日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査機器	
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	車の動きが第1日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ第1日目の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	自動車	
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個々人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
	ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、	50分	討議形式	受講者6人以上につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人

			指導する。					
	講習から得られるものは何か。	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	<p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。</p> <p>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりでする。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。</p> <p>受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。</p> <p>嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p>	60分	全員	1人		補助者1人

- 備考1 アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）とは、WHO（世界保健機関）が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。
- 2 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第2（第6条関係）

飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し 補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ (3人) 別	受講者 3人につき、 担当者 1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人

			方について指導する。					
	運転技能の診断(1)	(1) 診断のねらいと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	90分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコールの依存度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
第2日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査機器	
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	
	運転技能の	課題実施前の助	はじめに、運転技能の	60分	グループ	受講者	大型自動二輪車	補助者1人

<p>診断(2)</p>	<p>言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。</p>	<p>診断(1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日目の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 そして、運転技能の診断(1)と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第1日目の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。</p>	<p>(3人) 別</p>	<p>3人につき、担当者1人</p>	<p>普通自動二輪車 原動機付自転車</p>	<p>実施方法は、運転技能の診断(1)と同じ。</p>	
<p>安全運転実行のための指導・助言</p>	<p>(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。</p>	<p>適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。</p>	<p>60分</p>	<p>個別的指導</p>			
<p>ブリーフ・インターベンション②</p>	<p>ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標達成程度の確認</p>	<p>ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個々人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。</p>	<p>60分</p>	<p>個別的指導</p>	<p>受講者3人につき、担当者1人</p>	<p>ワークブック</p>	
<p>ディスカッション</p>	<p>飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。</p>	<p>自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。</p>	<p>50分</p>	<p>討議形式</p>	<p>受講者6人以上につき、担当者1人</p>	<p>ディスカッション資料</p>	<p>補助者1人</p>
<p>講習から得られるものは何か。</p>	<p>何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略</p>	<p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。</p>	<p>60分</p>	<p>全員</p>	<p>1人</p>		<p>補助者1人</p>

		を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていけばよい。	<p>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりでする。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。</p> <p>受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p>					
--	--	----------------------------------	--	--	--	--	--	--

- 備考1 アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）とは、WHO（世界保健機関）が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。
- 2 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第3（第11条関係）

取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、ただちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。	60分	グループ (3人) 別	受講者3人に つき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよい	120分	個別的 指導			

		<p>摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。</p>	<p>かを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。</p>					
	運転技能の診断	<p>(1) 診断のねらいと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明</p>	<p>運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。</p>	120分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	自動車	<p>受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免を有する者…道路 仮免のない者…コース 受講者全員に対し補助者1人</p>
第2日	危険予知運転の解説	<p>運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。</p>	<p>運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。</p>	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	道路又はコースでの技能診断	<p>運転技能の診断と同じ3人のメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。</p>	<p>車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。 場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ昨日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。</p>	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき担当者1人		受講者全員に対し補助者1人
	安全運転実行のための指導・助言	<p>(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。</p>	<p>適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。</p>	90分	個別的指導			

<p>講習から得られるものは何か。</p>	<p>何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。</p>	<p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりで する。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p>	<p>60分</p>	<p>全員</p>	<p>1人</p>		<p>補助者1人</p>
-----------------------	---	---	------------	-----------	-----------	--	--------------

別表第4 (第11条関係)

取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、ただちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し 補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ (3人) 別	受講者 3人につき、 担当者 1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断書を作成する。
	運転技能の診断(1-1)	(1) 診断のねらいと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。	60分	グループ (3人) 別	受講者 3人につき、 担当者 1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は、定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し

			その者の特性を把握し、診断票を作成する。					状況を見ながら順次速度を上げる。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断(1-2)	(1) コースでの技能診断 (2) チェックリストによる長所、短所の説明 (3) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	前回の技能診断と同じ課題により再び行わせ、改善されていない点や運転時の危険な癖を指摘して、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は集団走行させ、補助者が先導する。
	適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	120分	個別的指導			
第2日	運転技能の診断(2)	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。	はじめに、技能運転の診断1-1と同じ慣熟走行を実施し、昨日の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 そして、技能運転の診断1-1と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運行動と密接な関係があることを理解させるため、昨日の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 実施方法は、運転技能の診断1-1と同じ。

危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	
安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。	90分	個別的指導			
講習から得られるものは何か。	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりでする。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、プレーキの活用ができないこと。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

別表第5 (第13条関係)

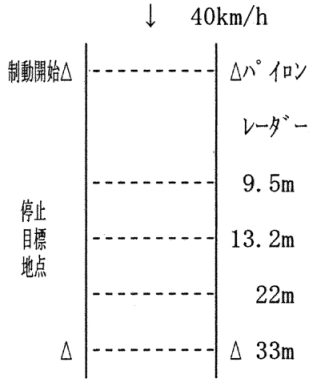
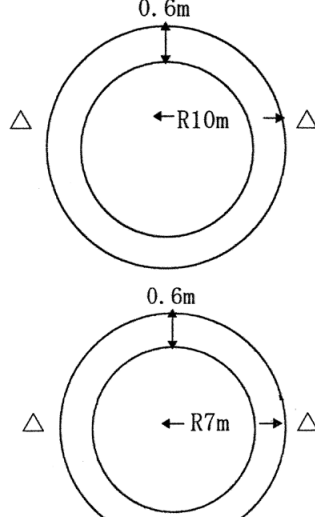
四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

コース別	道路形状	診断の着眼点
1 道路 (所要時間15~20分)	普通免許の技能試験コースに準じたものとし (1) 広路	

(走行距離 4～5 km)	(往復 2 車線の内側) 交通量の少ない所を 1 箇所入れた方がよい。 (2) 狭路 商店街 (ない場合は、細街路) 住宅街 (3) 歩車道区分有無 (1)、(2)ともできれば両側にあるところ	速度の加減速の状況 飛び出しに対する警戒の仕方 歩行者、自転車への応じ方
2 コース (所要時間10～15分) (走行距離 2～3 km)	(1) 外周、外回り (2) 外周、内回り (3) クランク S 字 (4) 見通しの悪い交差点 直線、右折、左折	速度の加減速の状況 交差道路への対応 ハンドルさばき 減速調整 飛び出しに対する警戒状況

別表第 6 (第13条関係)

二輪車技能診断課題設定の基準

課題	課題設定の基準	指導のねらい
1 慣熟走行	① 最初は低速で外周を走行する。 ② 2 回目は外周 3 周を走行後、S、クランク等の屈曲コースに入り、順次速度を上げる。 ③ 受講者が走ったとの感を持つまで走行する。	○ 受講者の技能レベルと問題走行を見極める。
2 目標制動	 ① 40km/hで行う。ただし、原付は30km/hとする。 ② 前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。 ③ 目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。 ④ 後輪ブレーキは13.2m以下ではロックするので、1 回限りとする。 ⑤ ギアは4速以上とする。(エンジンブレーキがかからないため) ⑥ 走行順序は、技能の高い受講者からとする。	○ 理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。 ○ バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる。
3 コーナリング	 ① 一定の速度で旋回させる。 ② 指示速度は、10km/hから 2～3 km/hずつあげる。 ③ 半径10m円が設置できない場合は、半径 7 mでもよい。 ④ 受講者が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講者が半周する時間を計測し、速度に換算の上、記録する。 ⑤ 指導員が危険と判断するまでは、受講者に聞きながら速度を上げられるまで上げさせる。	○ カーブでの進路保持の難しさを認識させる。 ○ 曲率と自分の限界速度を自覚させる。

<p>4 スラローム</p>		<p>① パイロン間隔は、4 mと8 mの2種類とし、4 mから始める。 ② 走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。 ③ 他の受講者に通過時間を計測させる。</p>	<p>○ パイロンの短いコースでは車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。 ○ わずかな速度超過、操作遅れがパイロンクリアできないことを認識させる。</p>
<p>5 8の字旋回</p>		<p>① パイロン間隔4 mでは単独走行させ、順次旋回半径を短くさせる。 ② パイロン間隔8 mでは2台同時に走行させ、4周した後離脱し、次の受講者を進入させる。</p>	<p>○ 低速度でのコース取りの難しさを認識させる。</p>
<p>6 緊急制動</p>		<p>① 40km/h～50km/hで行う。ただし、原付は30km/h～40km/hとする。 ② 後輪、前輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。 ③ 制動開始地点通過時に制動合図を出す信号灯を準備する。 ④ ブレーキ操作力を表示する測定器により指導すると効果的である。 ⑤ 1人乗り制動が終わった時点で2人乗り制動を行う。</p>	<p>○ 制動の限界を認識させる。 ○ 2人乗りブレーキの特性を理解させる。</p>

<p>7 緊急回避</p>	<p style="text-align: center;">無線信号灯</p>	<p>① 指示速度を必ず守らせる。 ② まず、全員に合図と同時に緊急制動を行わせ、他の受講者に停止距離を測定させて記録させる。 ③ 3種類の合図を定めてランダムに合図を出させ、停止、右旋回、左旋回を行わせ、その距離を測定、記録させる。 最初は、「あて感」で方向を間違えても続けさせるが、途中で全員を集め実際の交通場面で間違えることが何を意味するかを問い、注意を促した後、再開する。 ④ 車両の進行状況を明確にするため、残跡装置を車両に装備すると指導に説得力が出る。</p>	<p>○ 認知、判断を要求される操作は、単純操作に比べて時間がかかることを体験し、安全運転の本質を理解させる。</p>
---------------	--	--	---

別表第7 (第19条関係)

初心運転者講習細目

講習項目	講習細目	講習方法	講習時間	
			普通車 大型二輪車 普通二輪車	原付車
1 安全運転意識の向上	(1) 運転意識の改善の必要性	講義	15分	10分
	(2) 運転適性検査	検査実施	20分	20分
		面談	25分	
2 場内コースにおける運転演習	(1) 運転技能の補正	実技	60分	50分
	(2) 危険の予知及び危険の判断の実地訓練			
3 路上における運転演習	(1) 運転行動の観察	実技	90分	30分
	(2) 他の交通に対する配慮			
	(3) 路上運転についての話し合い	ゼミ	30分	10分
	(4) 原付特別訓練 (場内コース)	実技		(40分)
4 危険予測訓練	(1) 危険予測ディスカッション	ゼミ	90分	50分
	(2) 危険予測・判断能力の向上	講義 (映画)	30分	30分
※運転シミュレーターを使用する場合	(3) 危険を予測した運転	実技	120分	
	(4) 危険予測ディスカッション	ゼミ		

5 新たな心構え	(1) 効果測定	考査	20分	20分
	(2) 新たな心構えの確立	講義	40分	20分
	(3) 総合講評			
講習時間合計			420分（7時間）	240分（4時間）

様式第1号（第6条関係）

第 号

運転適性指導員審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第5条第5号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

沖縄県公安委員会 印

様式第2号（第6条関係）

運転適性指導員審査合格者名簿

合格証書番号	住 所	氏 名 生年月日	所 属 (指定講習機関の名称等)

交付公安委員会	公安委員会
希望する講習の車種	<input type="checkbox"/> 四輪 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付
講習日時	(1日目) 年 月 日 午前 時 分 ~ 午後 時 分 (7時間) (2日目) 年 月 日 午前 時 分 ~ 午後 時 分 (6時間)
講習場所	住所 電話番号 機関名
携帯品等	1 仮免許を取得している方は、仮免許証を持参してください。 2 運転免許受験資格回答書を持参してください。 3 技能講習を実施しますので、運転に適した服装で受講してください。 4 自動二輪車（原動機付自動車を含む。）による技能講習を受講される方は、ヘルメット、手袋、長靴（雨天時は、雨具）等の二輪車技能講習に適した服装を準備してください。

備考 該当する□にレ印を付すこと。

様式第4号（第9条関係）

取消処分者講習受講予定者通知書

沖公委（免）第 号
年 月 日

指定講習機関 殿

沖縄県公安委員会 印

次の者に対して、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第2号に規定する講習を実施するよう通知する。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	免許種別	免許証番号	講習指定年月日

様式第5号 (第13条関係)

運転技能診断票

(その1)

所属		氏名		歳	年 月 日実施	
年 月 日生			年 月 日 免許取得			
発進時及びその直後の印象						
注意の仕方	視 点……	近い、 一点集中、 片寄り、 むら				
	状況確認……	中途半端、 遅れ、 見落とし、 わき見				
	危険予知……	殆どなし、 甘い、 やや甘い				
運転操作	ハンドル……	ふらつき、 とられ、 遅れ、 急、 やや急				評価値
	ブレーキ……	遅れ、 急、 やや急、 不要、 予告制動、 ハンドブレーキ				
	アクセル……	むら、 急、 やや急、 エンジンブレーキ				
	クラッチ……	足のせ、 急、 早切り、 不要				
	その他……	全般にあらい、 操作を急ぐ、 ドアロック、 シートベルト				
走行信号	合 図……	遅れ、 やや遅れ、 忘れ				
	速 度……	早すぎ、 徐行せず、 遅すぎ、 流れにのれず				
	停 止……	位置出すぎ、 不完全停止、 不停止				
	行 号……	無視、 軽視、 見込み発進				

特 徴	標識・標示… 交差点… 誘導… 交差判断… 弱者保護… 危険回避…	無関心、 軽視 右小回り、 左大回り、 まごつく、 追い越し、 他車妨害 中央線オーバー、 ジグザグ、 走行位置、 通行区分 車間距離、 追い越し、 進路変更、 すれ違い 寄りすぎ、 早すぎ、 無関心、 排除 ハンドル、 クラクション、 回避せず	
性 格 的 特 徴 ・ 運 転 態 度	衝動性… 攻撃性… 自己顕示性… 気分易変性… 神経質… 抑うつ性… 粘着性… 意志解消… 特異性…	先急ぎ、 せっかち、 あせる、 軽率 排他、 拒否、 無視、 わがまま かっこうをつける、 あえて無理をする 調子っばい、 気分左右される、 すぐ興奮する 緊張しすぎ、 遅い、 集中できず、 気づかない おどおどする、 なんとなく弱気 転換わるい、 無我夢中、 反応にぶり、 もたつく ぼんやり、 勘違い 突飛、 ぶつぶついう、 はな唄まじり、 状況を全く考慮しない	評 価 値
走行中の印象			

(その2)

【 発進 】 時 分 : 【 発進 】 時 分 : 【 走行キロ 】 ~

総合評価値		車中談による安全意識の評価値
事 故	免許取得後 () 回 過去2年以内 () 回 (かすり傷程度の事故も)	内容 : 内容 :
違 反	免許取得後 () 回 過去2年以内 () 回	内容 : 内容 :
いつもは(あるいは以前は)、 どんなことに気を配って運転 していますか。		
最近、自分の運転が変わったと 思いますか。 それはどうしてでしょうか。		
ハッとした回数 (そのときの状況は)		(1) ハッとしただけ () (2) 思わず操作の変更を指示した () (3) 右足が補助ブレーキの方に動いた ()
診断者がハッとしたとき、被診 断者がそれをどのうように感じ		(1) 別にどうも思わなかった。(2) なんとなく、危険を覚えた。 (3) やや危険に思った。(4) ハッとした。

たか。	(5) ブレーキに足をやるか、ハンドルで回避しようとした。
アドバイスされた内容についてどのように感じたか。	(1) それに気付いていなかった。 【具体的に】 (2) そう言われれば、そのように思う。 (3) 部分的に、そのとおりだと思った。 (4) まったく、そのとおりだと思った。 (5) 自分に当てはまらないと思った。
自分にどのような運転時のクセがあると思っていたでしょう。	
それが運転時に、危険としてあらわれないように、どの程度の努力をしていたか。	(1) とくに改善しようなどとは思わなかった。 (2) ときどき、思い出すたびに改善を試みていた。 (3) いつもとはいえないが、大体において改善に努めていた。 (4) 改善しようと思いながら運転することが多かったといえる。 (5) その他 ()

様式第 6 号 (第14条関係)

<p style="font-size: 1.2em;">取消処分者講習終了証明書再交付申請書</p> <p style="font-size: 1.2em;">年 月 日</p> <p style="font-size: 1.2em;">沖縄県公安委員会 殿 (指定講習機関)</p> <p style="font-size: 1.2em;">申請者 印</p>		
申 請 者	氏名・生年月日	年 月 日生
	住 所	
再交付を申請する理由		
		年 月 日

講 習 日	年 月 日
受 講 場 所	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 様式第7号（第15条関係）

取消処分者講習実施結果報告書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

指定講習機関名 印
 管 理 者

次の者に対して、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第2号に規定する講習を
 年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所	指導員氏名

様式第9号 (第17条関係)

初心運転者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

沖縄県公安委員会 印

下記の者について初心運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
免許証の番号	第 年 月 日 号 公安委員会交付
講習の種別	
講習をしようとする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第10号 (第22条関係)

初心運転者講習結果報告書

年 月 日

備考 参考事項欄には、講習することができる二輪車の種別を記載すること。

様式第13号 (第26条関係)

指定講習機関指定申請書	
年 月 日	
沖縄県公安委員会 殿	申請者住所 氏名
	印
指定を受けようとする者	氏名又は名称 住 所 代表者の氏名(法人の場合) 事業所の名称 事業所の所在地
特定講習の業務を行う事業所の名称及び所在地	
特 定 講 習 の 種 別	
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添 付 書 類	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第14号 (第27条関係)

第 号
指 定 書
名 称

所在地

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定講習機関として貴自動車教習所を指定する。

特定講習の種別

年 月 日

沖縄県公安委員会 印

様式第15号（第29条関係）

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

名 称
代表者

印

指定事項等の変更の届出について

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項・第3項の規定による指定事項等の変更の届出をします。

記

- 1 変更する事項（書類の内容）
- 2 変更後の事項（書類の内容）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第16号（第30条関係）

講習の休止・廃止の許可申請書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

申請者住所
氏名

印

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条の規定による特定講習の一部・全部の休止・廃止の許可を申請します。

上記許可を受けようとする者	氏名又は名称 住 所 代表者の氏名(法人の場合) 事業所の名称 事業所の所在地
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	
休止し、又は廃止しようとする年月日(休止しようとする場合にあっては、その期間)	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)
上記申請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第17号(第30条関係)

特定講習の休止・廃止許可通知書	
	年 月 日
名 称	
所在地	
代表者	殿
	沖縄県公安委員会 印
<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の10の規定により、下記のとおり許可したから通知する。</p>	
1 特定講習の種別	
2 特定講習の(休止・廃止)年月日	
3 特定講習の休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 特定講習の(休止・廃止)の理由	

様式第18号 (第31条関係)

沖公委(免)第 号

年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

指定講習機関の指定の取消しをしようとする理由等について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の11第1項・第2項の規定による指定講習機関としての指定の取消しをしようとする理由等をおおりの通知します。

記

1 取り消そうとする理由

2 弁明をなすべき日時及び場所

日 時

場 所

様式第19号 (第31条関係)

第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称

所在地

代表者 殿

沖縄県公安委員会 印

下記の理由により、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の11第1項・第2項の規定により指定講習機関としての指定の取消しをしたので通知します。

指 定 番 号

理	由
---	---

様式第20号 (第32条関係)

指 定 公 示 書

沖縄県公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定講習機関に指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

年 月 日

沖縄県公安委員会

氏名又は名称	
住 所	
事務所の名称	
事務所の所在地	
代 表 者 (法人の場合)	
特定講習の種別	
指 定 年 月 日	

様式第21号 (第32条関係)

変 更 公 示 書

沖縄県公安委員会告示第 号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

年 月 日

沖縄県公安委員会

指 定 講 習 機 関	
変 更 届 出 事 項	

様式第22号 (第32条関係)

休 止 ・ 廃 止 公 示 書

沖縄県公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次の指定講習機関の特定講習（取消処分者講習、初心運転者講習）の休止・廃止について次のとおり許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

年 月 日

沖縄県公安委員会

指 定 講 習 機 関	
休 止 ・ 廃 止 し た 事 項	

様式第23号（第32条関係）

取 消 公 示 書

沖縄県公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の11第1項・第2項の規定により、次の指定講習機関について指定の取消しをしたので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第15条の規定に基づき、次のとおり公示する。

年 月 日

沖縄県公安委員会

指 定 講 習 機 関 の 名 称	
所 在 地	
代 表 者	
指 定 取 消 し 年 月 日	

様式第24号（第33条関係）

講習業務規程認可申請書	
	年 月 日
沖縄県公安委員会 殿	
	申請者住所

氏名 印

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第9条第1項の規定による講習業務規程の認可を受けたく当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を受けようとする者	氏名又は名称 住 所 代表者の氏名（法人の場合） 事業所の名称 事業所の所在地
--------------------	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第25号（第34条関係）

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

申請者住所
氏名 印

指定講習機関に対する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者	氏名又は名称 住 所 代表者の氏名（法人の場合） 事業所の名称 事業所の所在地
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	年 月 日
変 更 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第26号（第35条関係）

第 号

年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

適 合 命 令 書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の8第1項・第2項の規定により下記の措置を採ることを命ずる。

措 置	
-----	--

様式第27号（第36条関係）

沖公委（免）第 号

年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

運転適性指導員・運転習熟指導員の解任を命じようとする理由等について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の5第3項の規定による運転適性指導員・運転習熟指導員の解任を命じようとする理由等を下記のとおり通知します。

記

- 1 解任しようとする運転適性指導員・運転習熟指導員

住 所

氏 名

- 2 解任しようとする理由

- 3 弁明をなすべき日時及び場所

日 時

場 所

様式第28号（第36条関係）

沖公委（免）第 号

年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

運転適性指導員・運転習熟指導員解任命令書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の5第3項の規定により運転適性指導員・運転習熟指導員の解任を命ずる。

記

- 1 解任を命ずる運転適性指導員・運転習熟指導員

住 所

氏 名

- 2 解任を命ずる理由

様式第29号（第37条関係）

初心運転者講習通知手数料納付書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日

（ 歳）

- 1 初心運転者講習通知番号

第 号

- 2 講習種別（該当項目の○にレ印を付すること。）

○普通自動車 ○大型二輪車 ○普通二輪車 ○原動機付自転車

3 講習実施場所（教習所名等）

4 証紙貼付欄

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第1（第8条関係）

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。この場合において、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者、歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。この場合において、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 各年代ごとの運転者の一般的特性

各年代ごとの運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。この場合において、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差及び④順応と眩惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。この場合において、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5 安全運転の方法

(1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性及び歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3) 高速道路の通行

高速走行の危険性及び高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。この場合において、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。この場合において、事故時の対応についても言及すること。

7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習及び高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9 安全運転5則

(1) 「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々々の交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別記第2（第18条関係）

1 初心運転者の特性

初心運転者（若者運転者）の交通事故の要因について解説すること。

2 安全運転意識の向上

安全マインドを身につけた協調性のあるドライバーについて解説すること。

- 道路交通における社会的責任
- 安全運転の習慣づけ
- 運転マナー等

3 危険予測

見通しの悪い交差点、側方通過及びカーブ等の様々な危険場面を想定した認知と判断について解説すること。

4 被害者の手記

安全意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

5 その他

交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

沖縄県公安委員会告示第12号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年 2月27日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	あぎまサンサンビーチ	一般社団法人南城市観光協会 （会長）潮平隆	平成26年6月12日から 平成27年6月11日まで
	アラハビーチ	北谷町役場 （町長）野国昌春	平成26年7月31日から 平成27年7月30日まで
レジャーポイント提供業	株式会社アイランド倶楽部	株式会社アイランド倶楽部 （代表取締役）渡口昇	平成26年6月12日から 平成27年6月11日まで
	マレア宮古島	株式会社マレア・クリエイト （代表取締役）萩原知子	同上
	有限会社アイランドワークス	有限会社アイランドワークス （代表取締役）藤井一郎	同上
	サーフサイドサービスハイサイ	サーフサイドサービスハイサイ （代表者）瀧口孝平	平成26年6月15日から 平成27年6月14日まで
	ディーズパルス	アーリーワールド株式会社 （代表取締役）矢野貢	平成26年7月8日から 平成27年7月7日まで
	株式会社とかしき	株式会社とかしき （代表取締役）大城秀幸	同上
	マリクラブベリー万座店	株式会社シーサー （代表取締役）稲井日出司	同上
	水納島ビーチ・マリンショップ有限会社マーメイド	有限会社マーメイド （代表取締役）中山任加	同上
	西表島カヌーツアー風車	合同会社風車 （代表社員）大谷修一	平成26年7月31日から 平成27年7月30日まで
	株式会社ジーフリー	株式会社ジーフリー （代表取締役）林豊	同上
	BLUE ZONE	株式会社BLUE ZONE （代表取締役）柏谷正幸	平成26年8月19日から 平成27年8月18日まで
潜水業	株式会社アイランド倶楽部	株式会社アイランド倶楽部 （代表取締役）渡口昇	平成26年6月12日から 平成27年6月11日まで
	マリクラブHONEY	株式会社アイランド倶楽部 （代表取締役）渡口昇	同上
	マレア宮古島	株式会社マレア・クリエイト （代表取締役）萩原知子	同上

有限会社アイランドワークス	有限会社アイランドワークス (代表取締役) 藤井一郎	同上
那覇シーマリン	那覇シーマリン (代表者) 中村誠	平成26年7月8日から 平成27年7月7日まで
シーホースマリン	シーホースマリン (代表者) 生水勝広	同上
リフィーダイビングクラブ	リフィーダイビングクラブ (代表者) 田甫英之	同上
オーシャンゲート	オーシャンゲート (代表者) 森浩一	同上
那覇オーシャンダイバーズ	株式会社海屋 (代表取締役) 菌田大典	同上
Lifetimediving service	Lifetimediving service (代表者) 野本武蔵	同上
マリントリップ沖縄	マリントリップ沖縄 (代表者) 高橋達也	同上
マリクラブベリー万座店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
沖縄ウエル専門学校	沖縄ウエル専門学校 (代表者) 島袋義彦	平成26年7月31日から 平成27年7月30日まで
ダイビングサービスiDive沖縄	ダイビングサービスiDive沖縄 (代表者) 阿部恵一	同上
アイランドメッセージ	株式会社ザ・ビーチリゾート (代表取締役) 渋谷勇一郎	同上
リーフエンカウンターズインター ナショナル合同会社	リーフエンカウンターズインターナ ショナル合同会社 (代表社員) ダグラス・ベネット	同上
アオカワダイビングサービス	アオカワダイビングサービス (代表者) 中西啓	同上
ジャムマリクラブ	有限会社JAM (代表取締役) 新井仁	同上
マリンサービスむるぬーし	マリンサービスむるぬーし (代表者) 宮田仁直	同上
マリクラブナギ	有限会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	同上
ソードフィッシュ	株式会社シーフォー (代表取締役) 山城政作	同上
株式会社ジーフリー	株式会社ジーフリー (代表取締役) 林豊	同上
BLUE ZONE	株式会社BLUE ZONE (代表取締役) 柏谷正幸	平成26年8月19日から 平成27年8月18日まで
ダイブサプライズモールフィッシュ ユ	ダイブサプライズモールフィッシュ (代表者) 杉本隆	同上

沖縄県公安委員会告示第13号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年 2月27日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	かりゆしビーチ	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 平良朝敬	平成26年12月17日から 平成27年12月16日まで
レジャーポイント提供業	有限会社ぶしいぬしま	有限会社ぶしいぬしま (代表取締役) 安谷屋正和	平成26年12月9日から 平成27年12月8日まで
	有限会社ぶしいぬしま石垣支店	有限会社ぶしいぬしま石垣支店 (代表取締役) 安谷屋正和	同上
	リーフリゾートかりゆし	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 平良朝敬	平成26年12月17日から 平成27年12月16日まで
	株式会社オーシャンスタイル	株式会社オーシャンスタイル (代表取締役) 金城武光	同上
潜水業	As One Dive 沖縄	As One Dive 沖縄 (代表者) 世名城盛央	平成26年12月9日から 平成27年12月8日まで
	有限会社ぶしいぬしま	有限会社ぶしいぬしま (代表取締役) 安谷屋正和	同上
	有限会社ぶしいぬしま石垣支店	有限会社ぶしいぬしま石垣支店 (代表取締役) 安谷屋正和	同上
	リーフリゾートかりゆし	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 平良朝敬	平成26年12月17日から 平成27年12月16日まで
	株式会社オーシャンスタイル	株式会社オーシャンスタイル (代表取締役) 金城武光	同上
	リベルテダイビングサービス	リベルテダイビングサービス (代表者) 木村俊明	平成26年12月21日から 平成27年12月20日まで

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--